

# 湯前町大規模火災対策計画

令和8年6月

熊本県球磨郡湯前町

# 第一章 大規模な火事災害対策編

## 第1節 災害予防

### 1 災害に強いまちづくり

#### (1) 災害に強いまちの形成

町は、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、公園、河川等の施設及び防災安全街区の整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水・下水処理等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るものとする。

#### (2) 火災に対する建築物の安全化

##### ア 建築物の安全対策の推進

(ア) 県及び市町村は、火災等の災害から人命の安全を確保するため、特殊建築物等の適切な維持保全及び必要な防災改修を促進するものとする。

(イ) 町は、文化財保護のための施設・設備の整備等の防火対策に努めるものとする。

### 2 防災知識の普及

#### (1) 防災知識の普及

町は、全国火災予防運動、防災週間等を通じ、住民に対し、大規模な火事の被害想定等を示しながらその危険性を周知するものとする。

#### (2) 防災関連設備等の普及

町は、住民等に対して消火器や避難用補助具等の普及に努めるものとする。

### 3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

#### (1) 避難の受入れ及び情報提供活動関係

指定緊急避難場所については、湯前町地域防災計画に定めた次の施設とする。

施設名称		位置
1	湯前町保健センター	湯前町1984
2	湯前町避難防災交流施設	湯前町1822-4
3	湯前町農村環境改善センター	湯前町1834-1
4	湯前町B&G海洋センター	湯前町1693-2
5	湯前町立湯前小学校	湯前町2120
6	湯前町立湯前中学校	湯前町2643
7	湯前町旧南部保育所	湯前町3488-1

#### (2) 施設、設備の応急復旧活動関係

町は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。

### (3) 防災関係機関等の防災訓練の実施

町は、上球磨消防組合及び消防団を中心とし、事業者や住民とも連携しながら、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施するものとする。

## 第2節 災害応急対策

### 1 消火活動

上球磨消防組合及び消防団は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

### 2 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

町は、警察機関や道路管理者等と、交通規制に当たって、相互に密接な連絡をとるものとする。

## 第3節 災害復旧・復興

### 1 計画的復興の進め方

町は、防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、公園、河川等の施設の整備、ライフラインの耐災化等、建築物や公共施設の不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とするものとする。

### 2 被災者等の生活再建等の支援

町は、町外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても、不利にならず、不安を与えないような広報・連絡体制を構築するものとする。

### 3 被災中小企業の復旧その他経済復興の支援

町は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置するものとする。

## 第二章 林野火災対策編

### 第1節 災害予防

#### 1 林野火災に強い地域づくり

(1) 町は、消火活動の円滑な実施のための防火林道や防火性のある樹種の植栽等による防火林帯の整備等を検討するものとする。

(2) 町は、森林所有者、地域の林業関係団体等に、自主的な森林保全管理活動の推進について周知を図るものとする。

#### 2 防災活動の促進

##### (1) 防災知識の普及

ア 町は、林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いという人為的なものであることにかんがみ、山火事予防運動等の機会やSNS等の各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知により、林野火災に対する県民の防火意識の高揚を図るとともに、林業関係者、林野周辺住民、ハイカー等の入山

者等に対する啓発を実施するものとする。なお、啓発に当たっては、多発期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発生傾向にも十分留意するものとする。

イ 町は、本県の自然条件等についての県民の正しい理解を得るため、林野火災に関する広報資料の作成・周知等に努めるものとする。

ウ 町は、林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、林野火災の発生危険度等に係る情報の発信に努めるとともに、標識板や立看板、防火水槽、簡易防火用水など防火思想の普及と初期消火のための施設の配備を促進するものとする。

#### (2) 県民の防災活動の環境整備

林野火災の予防活動については、地域住民や林業関係者等の協力が不可欠であるので、町は住民や事業所等の自主防災活動を育成・助長するものとする。

### 3 林野火災に対する警戒の強化

(1) 町は、火入れの許可申請の徹底やたき火等の把握に取り組むとともに、火入れやたき火を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう、適切な対応を行うものとする。

(2) 町は、許可した火入れの情報等を上球磨消防組合に共有するものとする。

(3) 町は、乾燥や強風等の気象状況に応じて的確に火災に関する警戒情報等を発表するとともに、住民等に対する注意喚起、監視パトロール等の強化など適切な対応を行うものとする。

### 4 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

林野火災は、ひとたび発生すると気象条件や地形、飛び火の発生等により急激な延焼拡大等に至る場合があること、気象状況の変化により延焼方向の急変や飛び火が発生するおそれがあること、その消火活動においては、全体像の把握や、狭隘・急峻な林野内への進入・放水活動に困難な場合があること、活動が長期化し多くの人員を必要とすること等に留意して備えを行う必要がある。このため、上球磨消防組合及び町は、指揮体制の早期確立、速やかな応援要請、地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施のための備えを行うものとする。

#### (1) 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係

町は、平時から災害時の情報通信手段の確保に努め、その整備・運用・管理に当たっては、山間地での利用を前提とした広範囲な情報連絡が可能な通信機器の整備を促進することとする。

#### (2) 消火活動関係

ア 町は、熱源探査を活用した効果的な延焼状況等の把握や消火活動のため、関連する資機材の整備を促進するものとする。

イ 町は、林野火災においては迅速な初期消火が重要であることから、消防団について、上球磨消防組合等と連携した実践的かつ効果的な訓練の充実や、悪条件下での情報伝達体制の強化、火災対応能力の向上に必要な資機材等の充実等を図るものとする。

ウ 町は、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

エ 町は、水利に限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等、林野内への送水や放水を可能にする資機材の充実強化を図るとともに、建設業者等の所有車両の活用に向けて連携を強化するものとする。

(3) 応急復旧及び二次災害の防止活動関係

町は、林野火災により、流域が荒廃した地域の下流部における土砂災害等の危険度を応急的に判定する技術者の養成、並びに事前登録等の施策を推進するものとする。

(4) 防災関係機関等の防災訓練の実施

町は、上球磨消防組合及び消防団を中心とし、事業者や住民とも連携しながら、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施するものとする。

## 第2節 災害応急対策

### 1 発災直後の活動体制の確立

町は、林野火災対応の指揮体制を早期に確立するとともに、関係機関との調整等を含む消防活動全体の総合調整を行うものとする。

### 2 消火活動

#### (1) 消火活動

町は、消防防災航空隊及び自衛隊による迅速かつ効果的な空中消火を行うため、ヘリコプター機数、給水拠点、燃料補給方法などの調整を行うとともに、地上及び空中の消火活動の連携強化に努めるものとする。

### 3 情報提供活動

#### (1) 要配慮者への配慮

町は、林野火災が急激に延焼拡大して避難指示等が広範囲となる場合があるため、避難行動要支援者の避難支援が適切に行われるよう十分配慮するものとする。

### 4 応急復旧及び二次災害の防止活動

(1) 町は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努めるものとする。

(2) 町は、降雨等による二次的な土砂災害防止施策として専門技術者を活用して、土砂災害等の危険箇所の点検等を行うものとする。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制の整備を行うものとし、可及的速やかに砂防設備、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行うものとする。

## 第3節 災害復旧

### 1 森林の改良復旧

町は、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧を行う。